

空調工事の あんしんプラン 2025

いざというときのために、皆さまの工事に安心をお届けします!!

ご加入・ご継続のご案内



保 険 期 間

2026年1月1日午後4時から
2027年1月1日午後4時まで(1年間)

申込締切日

2025年9月30日(火)

ご加入資格

日本キャリアグループと取引のある設備店・工事店・特約店さま

日本キャリア株式会社

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

目次

●本制度のしくみ・本制度の特長	1P
●保険料・ご加入手続き	2P
●プラン	3P
●補償の内容	4P～5P
●各種プランのあらまし	6P～10P
●ご加入にあたっての注意事項	11P～14P

本制度のしくみ

本制度は、日本キャリアグループと取引のある設備店・工事店・特約店さまの業務上の事故に起因して、第三者に損害を与えた場合の賠償責任と機器に生じた損害を併せて補償します。

本制度の特長

保険料が割安です。

一般契約にて個別に契約される場合の保険料よりも、スケールメリットにより割安な保険料となっております。

ご加入手続きは簡単です。

所定の加入依頼票に必要事項をご記入ご捺印のうえ、ご提出ください。保険料はご指定口座からの自動振替ですので便利です。

保険料は全額損金処理できます。

本制度は、損害保険を利用して運営されておりますので、損金処理が可能です。
※今後、法改正等により変更となる可能性があります。詳しい手続きは税理士などにご確認ください。

保険料

保険料は、2024年4月1日～2025年3月31日までに決算期を迎える補償対象商品の売上高〔工事費を含みます。(消費税込み)〕により、次の通りとなります。

売上高 (消費税込み)		10,000千円以下	10,000千円超 20,000千円以下	20,000千円超 30,000千円以下	30,000千円超 40,000千円以下	40,000千円超 50,000千円以下	50,000千円超 60,000千円以下	60,000千円超 70,000千円以下	70,000千円超 80,000千円以下	以降10,000千円 単位につき (10,000千円 未満は切上げ)
保険料 (年間)	基本契約	33,320円		49,940円	66,560円	83,180円	99,800円	116,420円	133,040円	16,620円 ずつ追加
	特約 リフォーム 工事特約 上下水道 工事特約	22,740円	45,480円	68,220円	90,960円	113,700円	136,440円	159,180円	181,920円	22,740円 ずつ追加

例えば一般売上高23,000千円、リフォーム工事&上下水道工事売上高が12,000千円の場合、それぞれ個別に保険料表にあてはめて49,940円+45,480円=95,420円の保険料となります。

●基本契約 売上高申告のご注意点

- ◇補償対象商品の売上高は以下の合計となります。
 - ・対象機器*の売上高(税込)
 - ※空調機器、住設機器、コールドチェーン機器(日本キャリア㈱)が取り扱わない他社商品を含みます)
 - ※対象機器の工事を含みます
 - ◇一般家電商品(テレビ、扇風機など)などの対象とならない機器(10ページをご参照ください)の売上高は含めないでください。
 - ◇新規事業者など前年実績が申告できない場合は見込み売上高を申告してください。

●各特約 お申込時の注意点

- ◇リフォーム工事特約、上下水道工事特約は、個別でご加入いただくことができます。両方の特約にご加入の場合は、それぞれの対象売上高を合算してください。

注意!! 過少申告された場合、事故時、損害額の全額の補償は受けられません。補償対象外の売上高を含めても補償の対象とすることはできません。

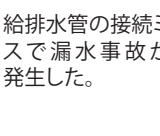
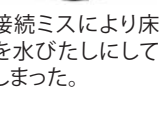
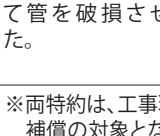
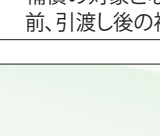
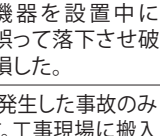
ご加入手続き

ご加入の手続き

- ①機器本体費・工事費・メンテナンス費などを含む売上高(消費税込み)を千円単位で加入依頼票にご記入ください。
- ②リフォーム工事特約・上下水道工事特約をセットされる場合には、該当する工事の売上高(消費税込み)を千円単位で加入依頼票にご記入ください。
- ③本ページの保険料表で、ご申告いただいた売上高(消費税込み)区分の保険料を、加入依頼票にそれぞれご記入ください。
- ④変更がある場合は別途「預金口座振替依頼書」のご提出が必要です。東芝保険サービスまでご連絡ください。
- ⑤①～④が完了されましたら、申込印を押印のうえ、同封の返信用封筒にて東芝保険サービス(株)宛に、2025年9月30日(火)までにご返信ください。
- ⑥保険料は2025年12月8日(月)にご登録口座より自動振替します。
(集金代行会社:三井住友カード株式会社(旧S M B Cファイナンスサービス株式会社))
※2024年4月1日より社名変更。

中途加入の手続き

- ・2月1日以降、毎月1日付で中途加入が可能です。前月20日までに東芝保険サービス(株)に加入依頼票の提出と中途加入保険料をお支払いください。(中途加入保険料は、別途東芝保険サービス(株)へお問い合わせください。)
- ・補償は、翌月1日午後4時から開始となります。
- ・加入依頼票のご提出および中途加入保険料のお支払いが期日までに確認できない場合、効力が発生しませんので、ご注意ください。

基本契約		上下水道工事特約	リフォーム工事特約
第三者賠償	第三者の身体、財物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。 対象となる事故例 ①対象機器の据付工事やメンテナンス作業遂行による事故 ②対象機器の据付工事やメンテナンス作業終了後、その時の工事・作業が原因による事故 ③工事対象物(据付工事時の壁面、メンテナンス工事時の対象物)に損害を与えたことによる事故 ④発注者等から借用する物に損害を与えたことによる事故	 機器搬入時に誤ってぶつけ、ケガをさせてしまった。  機器を運び込む際、床にキズをつけてしまった。  ルームエアコンの取付けが悪く、ルームエアコンが落下し、お客さまがケガをした。	 給排水管の接続ミスで漏水事故が発生した。  接続ミスにより床を水びたしにしまった。
	対象となる機器と業務用現金・小切手を補償します。 対象となる事故例 ①工事完了引渡しまでの間に発生した機器の火災・盗難・破損事故など ②工事完了引渡し後1年以内に発生した機器の火災・盗難・破損事故など ③業務用現金・小切手の火災・盗難・ひったくりなど	 誤って機器を破損した。  火災により機器が焼失した。  事務所の商品や業務用現金が盗難にあった。	 上水管接続中誤って管を破損させた。  給排水衛生設備機器を設置中に誤って落下させ破損した。

※両特約は、工事現場で発生した事故のみ補償の対象となります。工事現場に搬入前、引渡し後の補償はありません。



〈賠償責任保険〉
〈動産総合保険〉

業務遂行に関する事故を 総合的に補償する安心プラン

- 第三者に対する賠償責任(身体事故・財物事故)、対象販売機器に生じた事故を補償!
- 引渡し後の機器に生じた事故による損害も補償!(基本契約のみ)
- 東芝製品以外でも同類の他社商品にかかる工事も補償対象としているため、他社商品の工事の場合でも安心!
- リフォーム工事・上下水道工事についても、特約により補償できます。
- 下請負人の作業により生じた事故も補償します。(受託者特約条項を除く)

基本契約〈空調設備工事〉

基本契約

■対象工事・作業

右記対象機器の据付工事・メンテナンス作業など

■対象機器

空調機器、住設機器、コールドチェーン機器(日本キヤリア(株)が取り扱わない他社商品を含みます)
※太陽光発電設備・装置は対象外となります。

	現場 搬入 前	工事・作業中の現場	引渡し 後
第三者に対する賠償責任の補償	店舗内での事故やセールス活動中の第三者に対する身体事故・財物事故を補償します。	据付工事・メンテナンス作業中の現場にて発生した第三者に対する身体事故・財物事故を補償します。	引渡し後に発生した工事ミスによる第三者に対する身体事故・財物事故を補償します。
対象機器の補償	店舗内に機器が搬入されてから、工事現場に搬入・据付工事を経てお客さまへ引渡しまでの対象機器の損害を補償します。		引渡し後1年間に発生した機器の損害を補償します。(ただし、基本契約対象機器の一部は対象となりません。P.10をご覧ください。)

※太陽光発電設備・装置は対象外となります。

リフォーム工事特約〈リフォーム工事〉／上下水道工事特約〈上下水道工事〉

リフォーム工事特約

■対象工事・作業

基本契約の対象機器に該当しないリフォーム工事

■対象機器

- ①基本契約の対象機器に該当しないリフォーム工事 目的物
- ②①の工事をおこなう工事現場において、所有・管理する工事用仮設物およびそれらに収容の什器・備品

たとえば…

- 間仕切り工事 ●天井取替え ●床張替え
- クロス・ジュタン張替え ●壁改良工事
- 塗装工事 ●屋根ふき替え ●防水工事
- 防音・断熱工事 ●模様替え

上下水道工事特約

■対象工事・作業

基本契約の対象機器に該当しない上下水道設備機器工事

■対象機器

- ①基本契約の対象機器に該当しない上下水道設備機器(住宅やビルなどの建築物の内部および同一敷地内に設置する給排水衛生設備機器)工事の目的物
- ②①の工事をおこなう工事現場において、所有・管理する工事用仮設物およびそれらに収容の什器・備品

たとえば…

- 風呂・トイレ・温水器などの設置場所から上下水道までをつなぐ給排水衛生設備工事
- 金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気などを送配するための設備を設置する工事

	現場 搬入 前	工事・作業中の現場	引渡し 後
第三者に対する賠償責任の補償	店舗内での事故やセールス活動中の第三者に対する身体事故・財物事故を補償します。	リフォーム工事、上下水道工事の現場で発生した第三者に対する身体事故・財物事故を補償します。	引渡し後に発生した工事ミスによる第三者に対する身体事故・財物事故を補償します。 ※工事完成引渡し後2年を経過して発生した事故は補償対象外です。
対象機器の補償	補償対象外	工事現場で発生した事故のみ補償の対象	補償対象外

※太陽光発電設備・装置は対象外となります。

補償の内容

賠償責任リスクの補償（賠償責任保険）

基本契約	第三者に身体の障害または財物の損壊を与えた場合に法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。		〈施設所有管理者特約条項〉 事務所のタイルがはがれているのに気づかず、来訪者がつまずいてケガをした	〈生産物特約条項〉 ルームエアコンの取付けが悪く、ルームエアコンが落下し、お客さまがケガをした
			〈請負業者特約条項〉 機器を運びこむ際、床にキズをつけてしまった	〈受託者特約条項〉 修理のためにお客さまからお預かりした機器を誤って落としてこわしてしまった
リフォーム工事特約	リフォーム工事に起因する事故を補償します。		リフォーム工事中、接続ミスにより床を水びたしにしてしまった	
上下水道工事特約	上下水道工事に起因する損害を補償します。		給排水管の接続ミスで漏水事故が発生した	
お支払いする保険金の主な内容	特約条項			保険金額
	〈施設所有管理者特約条項〉 〈請負業者特約条項〉	身体 財物 共通	1事故	1億円 (自己負担額 5,000円)
	〈生産物特約条項〉	身体 財物 共通	1事故および 保険期間中 限度額	1億円 (自己負担額 5,000円)
	〈受託者特約条項〉	財物	1事故および 保険期間中 限度額	500万円 (自己負担額 5,000円)
	1.損害賠償金	<1>身体賠償事故の場合 治療費、医療費、慰謝料など <2>財物賠償事故の場合 修理費、再調達に要する費用など (注)修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払します。		
お支払いの対象とならない主な損害	2.権利保全行使費用	第三者に損害補償の請求を行える場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きのための費用		
	〈共通〉	記名被保険者および記名被保険者の役員・使用人ならびに記名被保険者の下請負人およびその役員・使用人が、記名被保険者の業務遂行中に被った身体の障害によって生じた賠償責任		
	〈施設所有管理者特約条項〉	航空機、昇降機もしくは自動車の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両(自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任		
	〈請負業者特約条項〉	じんあいまたは騒音に起因する賠償責任		
	〈生産物特約条項〉	生産物または仕事のかしに基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。)または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。)自体の損壊に対する賠償責任(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。)		
お支払いの対象とならない主な損害	〈受託者特約条項〉	受託物の自然の消耗または欠陥、受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)ねずみ食いまたは虫食い等に起因する賠償責任		
	〈リフォーム工事特約・上下水道工事特約〉	工事完成引渡し後2年を経過して発生した事故 など		

補償の内容

物損リスクの補償（動産総合保険）		
基本契約	【保険の対象となるもの】 ◇空調機器、住設機器、コードチェーン機器（日本キヤリア(株)が取り扱わない他社商品を含みます）※太陽光発電設備・装置は対象外となります。 ◇業務用現金：〈保険の対象3〉制度加入店が所有する業務用現金・小切手 【対象となる主な事故】 ①火災、落雷、破裂、爆発 ②自動車の飛び込み ③航空機の墜落もしくはその落下物 ④労働争議、デモ、騒じょう ⑤建物の崩壊 ⑥風災、雹災、雪災 ⑦水災 ⑧盗難 ⑨水漏れ※1 ⑩破損 ⑪運送中の事故※2 など (保険の対象1・保険の対象3 のみ) ※1 雨淡水漏(雨漏および水道管、暖房器具からの水や蒸気の漏えい、溢出など)による偶然な事故により生じた損害にかぎります。 ※2 輸送のため輸送区間の始点から搬出された時から、通常の輸送過程を経て、輸送区間の終点へ搬入された時までの間	
	リフォーム工事目的物などが補償の対象となります。	リフォーム工事の上水管接続中誤って管を破損させた
	上下水道設備機器工事の目的物などが補償の対象となります。	給排水衛生設備機器を設置中に誤って落下させ破損した
お支払いする保険金の主な内容	【保険金額】 ・前年度売上高(注)の額が2,000万円以下の場合、2,000万円 ・以降、前年度売上高1,000万円まであたり保険金額1,000万円が加算される (注)前年度売上高の額 この保険契約の保険始期が属する年の前々年4月1日から前年3月31日までの間に迎えた決算期の売上高の額とする。 【保険金の支払限度額】 前年度売上高の額 〈損害保険金〉 損害保険金＝再調達価額(注)－3万円 ※仕切価格および工事原価が限度 ※保険の対象3は1事故あたり100万円が限度 (注)リフォーム工事特約、上下水道工事特約については「時価※」。また、工事用仮設物およびそれらに収容の什器・備品については、それぞれの請負工事高の2%もしくは500万円のいずれか低い額を限度とする。 ※損害が生じた地および時における価格	
	〈臨時費用保険金〉 保険の対象1のみ、損害保険金が支払われる場合には損害保険金の30%(ただし、1事故につき300万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。 〈残存物取片づけ費用保険金〉 残存物取片づけ費用保険金(清掃費用等の後片づけ費用)として、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。 〈修理付帯費用保険金〉 火災、落雷、破裂または爆発により保険の対象が損害を受けた結果、復旧にあたり損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用を、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約のご契約金額(保険金額)×30%(ご契約金額(保険金額)が時価額(保険価額)を超える場合は時価額(保険価額)とします。)または1,000万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内にある保険の対象を除きます。	
お支払いの対象とならない主な損害	〈共通〉 1. 保険契約者または被保険者(補償を受けられる方)または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 2. 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害 3. 保険の対象の置き忘れ、紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)による損害 4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 5. 使用人などが単独もしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害 6. 管球類(真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光管など)に単独に生じた損害 7. 偶然な外来の事故によらない電気の作用または機械の稼働に伴って発生した電氣的または機械的事故による損害。ただし、これらによって火災(焦げ損害を除きます。)、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。 8. 修理、清掃などの作業中における損害 9. 制度加入店の店舗、倉庫、事務所等で保管中において、保険の対象が建屋外にある間に生じた損害 10. 潤滑油、冷媒、熱媒、触媒その他これらに準ずるものに	
	単独で生じた損害 11. 保険の対象3については、原因のいかんを問わず、勘定間違い、支払いの過誤、または受取り不足等の出納誤り、その他事務会的会計的間違いによって生じた損害 12. 保険の対象3については、取引店の就業時間外には必ず保管場所内の金庫に収納して保管しなければならないが、これを怠った場合に生じた損害 13. 保険の対象3に含まれる小切手において、次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア. 事故小切手が支払のため適法に呈示された場合において、支払人または振出人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の事由が保険金を支払うべき事故である場合またはその小切手の形式または内容の不備(保険金を支払うべき事故以後に生じたことを被保険者が立証したものにかぎります。)である場合は除きます。 イ. 事故小切手の支払拒絶のため振出人が銀行取引を停止されたこと(①ただし書に該当する場合であるか否かを問いません。) 14. 制度加入店の顧客に引渡し後、1年以上経過した保険の対象2の生じた損害 など	

ご加入にあたって〈この保険のあらまし〉

ご加入いただくお客さまへ必ずお読みください

●賠償責任保険（施設所有管理者特約条項）

賠償責任保険（施設所有管理者特約条項）	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険（施設所有管理者特約条項）	被保険者が、①施設*の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 *施設：被保険者が所有・使用するすべての施設・設備	この保険では、直接であると間接であると問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など
	保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ① 損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 ⑦ 応訴のために緊急に要する人件費・交通費等の費用、裁判所等に提出する文書作成費用等（訴訟対応費用）や、事故発生時の事故現場の保存・記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等（初期対応費用） 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は4頁に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ① 原子核反応または原子核の崩壊 ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④ 専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など 【特約条項の免責事由（施設所有管理者特約条項の場合）】 ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ② 航空機、昇降機、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）または施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ③ 屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④ 仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任（被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。） ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑥ 支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦ 次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

ご加入にあたって〈この保険のあらまし〉

ご加入いただくお客さまへ
必ずお読みください

●賠償責任保険（請負業者特約条項）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ① 原子核反応または原子核の崩壊 ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④ 専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物 ^(注) の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからイに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ⑥ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）など 【特約条項の免責事由（請負業者特約条項の場合）】 ① 被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴う次の事由に起因する賠償責任 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊 イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）、その収容物もしくは土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ② 施設の屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ③ 航空機または自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任 ④ 仕事の終了後 ^(注1) または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任 ^(注2) (注1) 仕事の目的物の引渡しを要する場合は、引渡し後をいいます。 (注2) 被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤ 被保険者の占有を離れ、施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑥ じんあいまたは騒音に起因する賠償責任 ⑦ 次に掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア. 記名被保険者の役員または使用人 イ. 記名被保険者の下請負人 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など
被保険者が、①請負工事（作業）中の事故、②請負工事（作業）を行うために被保険者が所有、使用または管理する施設（資材置場等）の欠陥あるいは管理上の不備が原因で生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	
保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ① 損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 ⑦ 応訴のために緊急に要する人件費・交通費等の費用、裁判所等に提出する文書作成費用等（訴訟対応費用）や事故発生時の事故現場の保存・記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等（初期対応費用）	
1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、4頁に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	

賠償責任保険（請負業者特約条項）

ご加入にあたって〈この保険のあらまし〉

ご加入いただくお客さまへ
必ずお読みください

●賠償責任保険（生産物特約条項）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ① 原子核反応または原子核の崩壊 ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④ 専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物 ^(注) の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア. 記名被保険者が所有する財物 イ. 記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ. 所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）など 【特約条項の免責事由（生産物特約条項の場合）】 ① 生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任を含みます。） ② 記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③ 被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など
被保険者が①製造・販売した生産物の欠陥が原因で生じた事故、②仕事の結果に起因して発生した事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	
保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ① 損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥ 他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 ⑦ 応訴のために緊急に要する人件費・交通費等の費用、裁判所等に提出する文書作成費用等（訴訟対応費用）や事故発生時の事故現場の保存・記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等（初期対応費用）	
1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、4頁に記載された保険金額を限度とします。 不良完成品損害および不良製造品・加工品損害に関する支払限度額（保険金額）は、それぞれ財物賠償保険金額の10%となります。	
なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。	

賠償責任保険（生産物特約条項）

ご加入にあたって〈この保険のあらまし〉

ご加入いただくお客さまへ
必ずお読みください

●賠償責任保険（受託者特約条項）

賠償金をお支払いする主な場合	賠償金をお支払いできない主な場合
他人から預かった物（受託物）を特定の施設内で保管している間、または施設外で管理している間に、火災・盗難・取扱いの不注意等により受託物を損壊したり、盗まれたりしたため、預け主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	この保険では、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。 【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤ 記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ① 原子核反応または原子核の崩壊 ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③ 汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④ 専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任 ⑤ サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます）など 【特約条項の免責事由（受託者特約条項の場合）】 ① 保険契約者、被保険者もしくはその法定代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行い、または加担した盗取または搾取に起因する賠償責任 ② 被保険者、被保険者の法定代理人または被保険者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任。ただし、保険金が支払われないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物が損壊し、または紛失もしくは盗取されたことに起因する賠償責任 ④ 受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）、ねずみ食いもしくは虫食い等に起因する賠償責任 ⑤ 屋根、樋（とい）、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑥ 受託物が委託者に引渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦ 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶もしくは航空機が法令に定められた資格を持たない者によって運転もしくは操縦されている間、または酒気帯び状態の者によって運転もしくは操縦されている間に発生した損害に起因する賠償責任 など
保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ① 損害賠償金（修理費等） ② 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③ 損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④ 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤ 損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥ 受託物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 ⑦ 応訴のために緊急に要する人件費・交通費等の費用、裁判所等に提出する文書作成費用等（訴訟対応費用）や、事故発生時の事故現場の保存・記録費用、片付け費用、原因究明調査費用等（初期対応費用） 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、4頁に記載された保険金額を限度とします。なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。 *修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	

賠償責任保険（受託者特約条項）

ご加入にあたって〈この保険のあらまし〉

ご加入いただくお客さまへ
必ずお読みください

●動産総合保険

動産総合保険	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	偶然な事故により、商品等、現金に損害が生じた場合に補償します。 ①火災、落雷、破裂・爆発 ②自動車の飛び込み ③航空機の墜落もしくはその落下物 ④労働争議、デモ、騒じよう ⑤建物の崩壊 ⑥風災・雹災・雪災 ⑦水災 ⑧盗難 ⑨水濡れ※1 ⑩破損 ⑪運送中の事故※2 （保険の対象1・保険の対象3のみ） ※1 雨淡水漏（雨漏および水道管、暖房器具からの水や蒸気の漏えい、溢出など）による偶然な事故により生じた損害にかぎります。 ※2 輸送のため輸送区間の始点から搬出された時から、通常の輸送過程を経て、輸送区間の終点へ搬入された時までの間 〈保険の対象1〉 制度加入店が販売し、設置する制度加入店所有の対象機器およびこれらの付属物 ※一般家電商品（テレビ、扇風機など）、宅内情報機器、ホットカーペット、自動販売機（自動販売機の冷蔵装置などは対象）、車載用冷凍・冷蔵装置、産業用特殊機器、電材機器を除きます。 〈保険の対象2〉 制度加入店がこの保険契約後に販売かつ設置した制度加入店の顧客所有の対象機器およびこれらの付属物 〈保険の対象3〉 制度加入店が所有する業務用現金・小切手 ～対象機器～ ＜基本契約＞空調機器、住設機器、コールドチェーン機器（日本キヤリア（株）が取り扱わない他社商品を含みます） 〈リフォーム工事特約〉 1. リフォーム工事目的物 2. 1.の工事をおこなう工事現場において制度加入者が、所有・管理する工事用仮設物およびそれらに収容の什器・備品 〈上下水道工事特約〉 1. 上下水道設備機器工事の目的物 2. 1.の工事をおこなう工事現場において制度加入者が、所有・管理する工事用仮設物およびそれらに収容の什器・備品 ※基本契約、リフォーム工事特約、上下水道工事特約、ともに太陽光発電設備・装置は対象外となります。 【保険金の支払限度額】 前年度売上高の額 〈損害保険金〉 損害保険金＝再調達価額※－3万円 ※仕切価格および工事原価が限度 ※保険の対象3は1事故あたり100万円が限度 （注）リフォーム工事特約、上下水道工事特約については「時価*」。また、工事用仮設物およびそれらに収容の什器・備品については、それぞれの請負工事高の2%もしくは500万円のいずれか低い額を限度とする。 *損害が生じた地および時における価格 〈臨時費用保険金〉 保険の対象1のみ、損害保険金が支払われる場合には損害保険金の30%（ただし、1事故につき300万円限度）を臨時費用保険金としてお支払いします。 〈残存物取片づけ費用保険金〉 残存物取片づけ費用保険金（清掃費用等の後片づけ費用）として、損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。 〈修理付帯費用保険金〉 火災、落雷、破裂または爆発により保険の対象が損害を受けた結果、復旧にあたり損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用を、1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかるこの保険契約の保険金額（ご契約金額）×30%（保険金額（ご契約金額）が時価額（保険価額）を超える場合は時価額（保険価額）とします。）または1,000万円のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫敷地内にある保険の対象を除きます。	1. 保険契約者または被保険者（補償を受けられる方）または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 2. 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害 3. 保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害 4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 5. 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害 6. 管球類（真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光管など）に単独に生じた損害 7. 偶然な外来の事故によらない電気の作用または機械の稼働に伴って発生した電氣的または機械的事故による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。 8. 修理、清掃などの作業中における損害 9. 制度加入店の店舗、倉庫、事務所等で保管中において、保険の対象が建屋外にある間に生じた損害 10. 潤滑油、冷媒、熱媒、触媒その他これらに準ずるものに単独で生じた損害 11. 保険の対象3については、原因のいかんを問わず、勘定間違い、支払いの過誤、または受取り不足等の出納誤り、その他事務的会計的間違いによって生じた損害 12. 保険の対象3については、取引店の就業時間外には必ず保管場所内の金庫に収納して保管しなければならないが、これを怠った場合に生じた損害 13. 保険の対象3に含まれる小切手において、次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア. 事故小切手が支払のため適法に呈示された場合において、支払人または振出人が支払を拒絶したこと。ただし、支払拒絶の事由が保険金を支払うべき事故である場合またはその小切手の形式または内容の不備（保険金を支払うべき事故以後に生じたことを被保険者が立証したものにかぎります。）である場合は除きます。 イ. 事故小切手の支払拒絶のため振出人が銀行取引を停止されたこと（ただし書に該当する場合であるかを問いません。） 14. 制度加入店の顧客に引渡し後、1年以上経過した保険の対象2の生じた損害 15. サイバー攻撃等による損害。ただし、これによって火災、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。など

動産総合保険

ご加入にあたっての注意事項

ご加入いただくお客さまへ
必ずお読みください

賠償責任保険

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項等によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。
- この保険契約は以下の約款をセットしています。
〈基本契約プラン・特約追加プラン共通〉
 - 賠償責任保険普通保険約款
 - ・賠償責任保険追加条項　・共通保険金額追加条項　・共同保険に関する特約条項　・日本キャリア空調設備機器工事追加条項（個別）
 - ・事故対応特別費用担保追加条項（除く受託者特約条項・自動車管理者特約条項用）　・事故対応特別費用担保条項（受託者特約条項用）
 - 施設所有管理者特約条項
 - ・漏水担保追加条項
 - 請負業者特約
 - ・作業対象物担保追加条項　・請負業者特約条項包括契約追加条項
 - 生産物特約条項
 - ・不良製造品　・加工品損害担保追加条項（10%）　・不良完成品損害担保追加条項（10%）
 - 受託者特約条項
 - ・漏水担保追加条項　・紛失危険担保追加条項　・修理加工危険担保追加条項　・携行品担保追加条項
 - ・冷凍・冷蔵危険免責の削除に関する追加条項〈特約追加プラン〉
 - ・上下水道工事担保追加条項　・リフォーム工事担保追加条項
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 被保険者（保険の補償を受け取られる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 訴訟になった場合、必要と認められる訴訟費用や弁護士報酬をお支払いします。（事前に損保ジャパンの承認が必要です。）
- この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。
- 契約締結時の保険料算出基礎数字につきましては、正確に申告をお願いします。
- 保険料算出の基礎となる売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼票の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

動産総合保険

- 保険の対象が譲渡された場合、その保険の対象にかかる保険契約は失効となるため、保険契約の権利義務は譲受人に移転しません。
- この保険契約は以下の約款をセットしています。
〈基本契約プラン・特約追加プラン共通〉
 - 動産総合保険普通保険約款
 - ・臨時費用限定不担保特約条項　・物損害追加特約条項　・管球類単独損害不担保特約条項　・万引危険不担保特約条項
 - ・使用人等の不誠実行為不担保特約条項　・格落損害不担保特約条項　・自動販売機等特約条項　・冷凍損害不担保特約条項
 - ・日本キャリア空調設備機器工事総合補償制度特約条項（動産総合保険用）・水災危険担保特約条項　・共同保険に関する特約条項
 - ・テロ危険等不担保特約条項　・営業時間外金庫外保管不担保特約条項　・サイバー攻撃等不担保特約条項
 - ・太陽光発電設備盗難危険不担保特約条項〈特約追加プラン〉
 - ・上下水道工事特約条項　・リフォーム工事特約条項

共通

- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。
- 保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ・ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	61%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	12%
東京海上日動火災保険株式会社	27%

（2025年6月現在）

ご加入にあたっての注意事項

ご加入いただくお客さまへ
必ずお読みください

- クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- | |
|---|
| ①保険期間が1年以内のご契約　②営業または事業のためのご契約　③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 |
|---|

- 詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険契約にご加入の際には、ご加入される方ご本人がご署名・ご捺印ください。
 - 保険責任は保険期間の初日の午後4時^(※)に始まり、末日の午後4時^(※)に終わります。
（※）加入依頼票等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
 - 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼票等にてご確認ください。
 - ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
 - 告知義務（ご契約締結時における注意事項）
保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

〈告知事項〉加入依頼票等および付属書類の記載事項すべて

- 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務（ご契約締結後における注意事項）
保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

〈通知事項〉加入依頼票等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

- ※加入依頼票等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。
- 通知事項以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめご通知ください。ただし、保険の対象の譲渡や、ご契約者の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお知らせやご案内ができないことになります。
- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- 保険契約の際には、加入依頼票の記載事項について誤りがないかご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合があります。
 - 保険料の払い込みがなかった場合には、保険金をお支払いしません。
 - 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

万一事故にあわれたら

- 〈賠償責任保険〉
万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
〈3〉損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
 - この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

ご加入にあたっての注意事項

ご加入いただくお客さまへ
必ずお読みください

万一事故にあわれたら

〈賠償責任保険〉

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書報告書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 など

〈動産総合保険〉

1. 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。
遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
2. 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、盗難届出証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書、復旧通知書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債券額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- （注１）事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- （注２）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。
3. 上記（２）の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】 0120-727-110
〈受付時間〉平日／午後５時～翌日午前９時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご加入にあたっての注意事項

ご加入いただくお客さまへ
必ずお読みください

- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

ナビダイヤル 0570-022808 〈通話料有料〉

〈受付時間〉平日：午前９時15分～午後５時

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については、損保ジャパン公式ウェブサイト:<https://www.sompo-japan.co.jp/>をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■東芝保険サービス株式会社の個人情報の取り扱いについて

東芝保険サービス株式会社は保険会社等の取引先の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのお客さまへのご提供等、当社業務の遂行に必要な範囲内で、かつ適法、公正に利用します。

また、当社は複数の保険会社と取引があり、取得した個人情報を取引のある他の保険会社の商品・サービスをご提案するために利用させていただきますことがあります。

詳細は、当社のホームページ（<https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/privacy.htm>）をご覧ください。

- ご加入いただく際は、加入依頼票等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

お問い合わせ先

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト：<https://www.sompo-japan.co.jp/>でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

東芝保険サービス株式会社

北海道駐在	〒063-0814 北海道札幌市西区琴似四条2-1-2	TEL(011)624-1098 FAX(011)615-2102
東日本支店	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町2-1-29(JRE仙台本町ホンマビル3F)	TEL(022)264-7346 FAX(022)267-1036
開発営業グループ	〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34 (ラゾーナ川崎東芝ビル)	TEL(044)578-1027 FAX(044)544-1040
中部支店	〒450-6630 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-3(JRゲートタワー)	TEL(052)528-1391 FAX(050)3204-8175
北陸駐在	〒923-1293 石川県能美市岩内町1-1 (加賀東芝エレクトロニクス(株)内)	TEL(0761)51-7347 FAX(0761)51-7926
西日本支店	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町4-2-12(野村不動産御堂筋本町ビル)	TEL(06)4967-3680 FAX(050)3204-8176
中四国駐在	〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18(東芝フコク生命ビル6F)	TEL(082)212-3683 FAX(082)212-3689
九州支店	〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜2-4-1 (東芝福岡ビル)	TEL(092)735-3492 FAX(092)741-6594

■引受保険会社(幹事)	損害保険ジャパン株式会社 企業営業第四部東芝室 〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10	TEL 03-3231-3378 【受付時間】 平日の9:00～17:00 (土日、祝日、12/31～1/3を除きます。)
-------------	--	---

■取扱代理店	東芝保険サービス株式会社 〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34(ラゾーナ川崎東芝ビル) 〈この商品に関する問い合わせ〉 総合営業部 コマーシャル推進グループ TEL 0120-92-1048(フリーコール) 〈その他ご意見ご要望は〉 お客様相談室 TEL 0120-99-4899(フリーコール) 【受付時間】 平日9時～17時(会社定休日を除きます。)
--------	--

■保険契約者	日本キャリア株式会社 営業企画部 〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11-1(ゲートシティ大崎ウエストタワー)
--------	--